

第5節 多様性を認め合い,安心して自分らしく暮らせるために【共生社会(地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生),平和】

5-1 多様性を認め合い,人と人とのつながりの中で,誰もが自分らしくいられるまち【共生社会】

施策14 地域コミュニティの醸成

目的

- 対象** …… 市民, 地域コミュニティ, 市民活動団体
意図 …… コミュニティ活動が活発に行われるようになる
 地域の一員としての連帯感を持つことができる

施策と関連するSDGsの目標(ゴール)



施策の方向

市民が地域活動等に積極的に参加し,市民同士の交流が促進できるよう,地域コミュニティの形成を支援します。また,地域の課題等について,自分たちで取り組み,解決できるよう環境づくりを行うとともに,自分のペースでゆるやかにつながることができる地域コミュニティの醸成を図ります。

施策のポイント

- 市民同士のつながりを通じて地域活動が実感できるコミュニティの醸成
- 自治会を含む市民活動団体の活性化に向けた支援の充実
- コミュニティ施設の計画的な維持保全とICT活用による利便性の向上
- 様々な情報伝達手段を活用した地域コミュニティの推進

基本的取組の体系

施策14 地域コミュニティの醸成

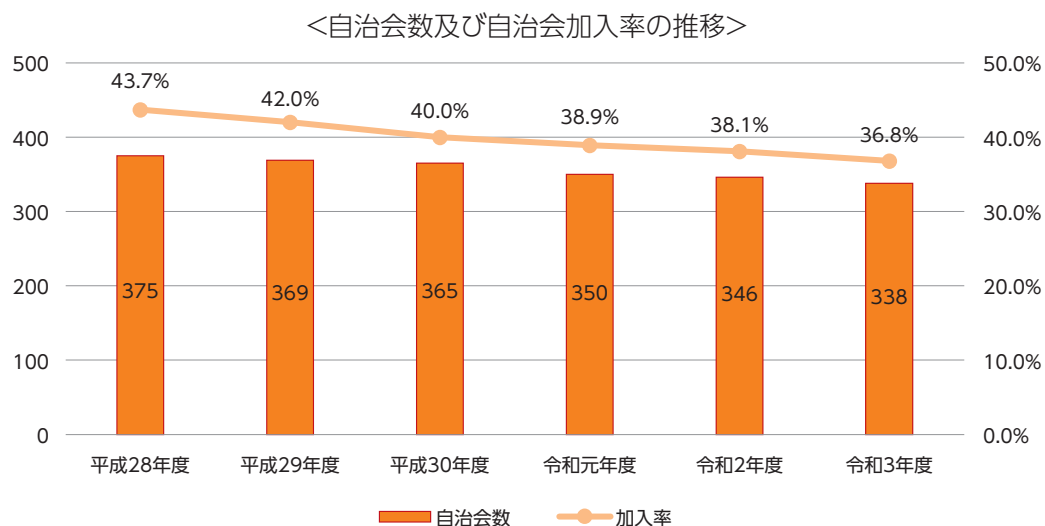
- 14-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援
- 14-2 地域コミュニティ活動拠点の充実
- 14-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

基本計画事業

地区協議会の設立と支援

市民活動支援センターの運営

- 地域コミュニティの潮流として、自治会や趣味・サークル団体などのコミュニティに加え、個人が自発的にやりたいことの実現に向けて集まるコミュニティ（子ども食堂、地域のNPOなど）が注目されています。また、その活動が社会貢献につながることで、家庭や職場でもない目的交流型のサードプレイスとして、多世代交流の居場所となっています。
- 近年、令和元年台風第19号などの災害の教訓から、地域における人とのつながりが改めて見直されています。一方、価値観やライフスタイルの変化等による地域活動への参加の減少や、自治会をはじめとする組織の高齢化・固定化によるコミュニティの希薄化が課題となっています。
- 市は、地域コミュニティの基本である自治会の加入促進とその支援のため、自治会の連合組織である調布市自治会連合協議会の活動や運営のサポートに取り組んでいるほか、地区協議会¹への継続的な支援を通じて、地区協議会の活動周知及び市民の地域コミュニティへの参加の促進を図っています。
- しかし、自治会数及び自治会加入率は、ともに一貫して前年を下回る状態で推移しており、自治会数は平成28年度の375自治会から、令和3年度の338自治会と37自治会の減少、また、自治会加入率は平成28年度の43.7%から令和3年度の36.8%と6.9ポイント低下しています。（3月31日現在）



- 市内の地区協議会は全20小学校区のうち、3地区が未設置であるため、地区協議会の設立に向けた取組を支援していく必要があります。
- コミュニティ活動や福祉・文化的な活動の拠点として、地域福祉センターのほか、センターを補完するふれあいの家、地域交流の促進を目的としたふじみ交流プラザを設置しています。引き続き、効果的な活用を目指し、適切な維持管理と計画的な老朽化対策を講じるとともに、利用促進が図られるよう施設運営を行う必要があります。
- 令和3年度に地域情報や動画発信等の機能をリニューアルした地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用し、市民の主体的な情報発信を促進するとともに、これまで地域コミュニティへの参加の機会がなかった人たちの交流を促進するため、ICTを活用した環境整備を進める必要があります。

1 小学校区をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。現在、市内には20の小学校区があり、そのうちの17地区で地区協議会が設立され、活動を行っている。

基本的取組の内容

14-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

◆地域コミュニティの形成と支援

地域コミュニティの形成に向けて、自治会連合協議会との連携による自治会支援のほか、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小学校地区の設立を目指します。また、災害時等の緊急時における連携が図られるよう、地域の情報共有に向けた体制づくりを推進します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

まちづくり活動の輪を広げながら、自治会や地区協議会など地域で活動する方々との交流を通して、地域のコミュニティ活動が活発になるような支援策を検討・実践します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市民同士のつながりによる地域活動が行われていると実感している市民の割合	33.0% (令和4年度)	50.0% (令和8(2026)年度)

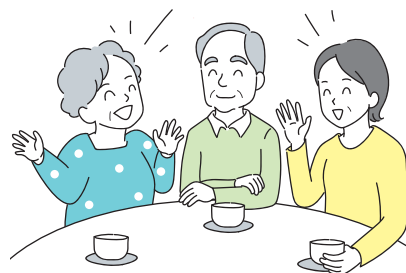
基本計画事業

No.	52				
事業名	地区協議会の設立と支援	区分	継続	担当課	協働推進課
事業の概要	地区協議会の設立に向けた取組を支援するとともに、既存の地区協議会に対し情報提供等必要な支援を行います。あわせて、市全域におけるつながりや連帯感の更なる向上を図るとともに、緊急時にも連携が図られるよう地域間の情報共有に向けた体制づくりに取り組みます。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○地区協議会未設立地区の設立に向けた支援 ○既存地区協議会の活動支援 ○地域間の情報共有に向けた取組の推進	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	9	10	10	10	

14-2 地域コミュニティ活動拠点の充実

◆活動拠点の充実

地域福祉センターの使用申込のオンライン化を実施するとともに、一層のバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、ふじみ交流プラザを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。



まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域コミュニティ施設の利用者数	22万7,969人 (令和3年度)	30万人 (2026(令和8)年度)

14-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

◆地域コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり

より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、ちょうふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」、地域情報紙「じょいなす」を活用した、様々な活動に関する情報の発信や、活動に参加するためのきっかけづくりを進めていきます。

◆市民活動支援センターの運営

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、市民活動支援センターが市民活動における中間支援組織としてNPOやボランティア団体など多様なコミュニティ団体の活動を支援します。

◆イベント等を契機とした地域活動参加へのきっかけづくり

えんがわフェスタ、まち活フェスタ等のイベントの開催を通じて、市民の地域活動への参加促進につながるよう取り組みます。



< まち活フェスタ >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域活動に参加している市民の割合	15.3% (令和4年度)	33.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	53				
事業名	市民活動支援センターの運営		区分	継続	担当課 協働推進課
事業の概要	市民活動の中間支援組織として、情報の収集・提供、各種相談、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図ります。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○センター事業の実施 ・情報の収集・提供 ・相談・交流・啓発事業 ・市民活動・地域支援活動の充実検討	○継続	○継続	○継続	
事業費 (百万円)	23	23	23	23	



< 市民活動支援センター >



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○地域福祉センターをはじめとするコミュニティ施設の使用申込のオンライン化を推進し、市民の利便性向上を図るとともに、効果的・効率的な管理運営に取り組めます。

共創のまちづくり

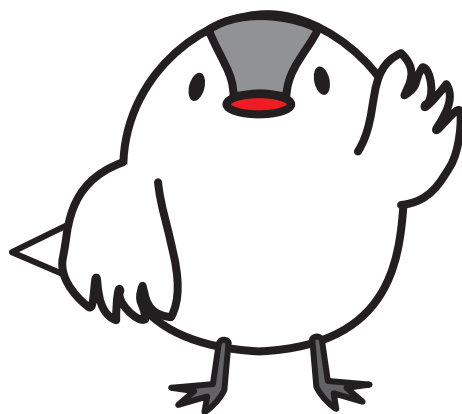
○自治会や地区協議会など、コミュニティ団体との連携による情報共有に向けた取組を推進します。

脱炭素社会の実現

○コミュニティ施設の管理・運営において、省エネルギー化など、地球温暖化対策の取組を推進します。

フェーズフリー

○災害時協力協定に基づく災害時のコミュニティ施設の活用について検討します。



施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

目的

対象 ……市民

意図 ……人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する
男女が互いに理解し、尊重し、性別にとらわれることなく、能力、個性を発揮する

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

性別等に関わりなく、お互いの個性・特性を認め合いながら、人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

施策のポイント

- 多様性を尊重し、認め合う社会づくりの推進
- 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発の推進
- 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

基本的取組の体系

施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

基本計画事業

15-1 人権尊重の社会づくり

15-2 男女共同参画の推進

男女共同参画啓発・相談事業の実施



現状と主要課題

- 現在、市は、人権擁護委員による啓発活動（中学生人権作文コンテスト、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権の花運動）を支援するとともに、人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施しています。
- 全国的にDV（ドメスティック・バイオレンス）¹、各種ハラスメント²、児童や高齢者を対象とした虐待、多様な性的指向・性自認³への理解や配慮・対応が求められる中、全ての市民がお互いの生き方を尊重し合い、誰もが自分らしく生きられるよう、あらゆる機会を捉え、人権侵害を取り巻く諸課題に取り組む必要があります。とりわけ、コロナ禍により配偶者等からのDVが全国的に顕在化していることから、関係機関と連携し、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進める必要があります。
- 市はこれまで、男女共同参画社会基本法に基づく計画として、5次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。令和4年3月に、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や市の取組状況等を踏まえ策定した「調布市男女共同参画推進プラン（第5次）」においては、「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を基本理念に掲げるとともに、施策を推進するための基本的な方向として、「人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり」、「ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進」、「あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進」及び「市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の4つを基本目標に位置付け、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すこととしています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、全ての市民が性別にとらわれず、互いに尊敬し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を醸成するため、市民・事業者・市職員に対する啓発活動や相談支援の充実を図る必要があります。



< パープルリボン >

基本的取組の内容

15-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識の醸成につなげるとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報や市ホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援に取り組みます。

◆男女の人権の尊重

調布市男女共同参画推進センターを拠点として、身近なテーマを題材にした講座・講演会などを通じ、男女が互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性がライフステージにおいて直面する諸課題に

1 配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振るわれる暴力のこと。

2 他の者を不快にさせる言動、他の者の就業環境を害する言動、言動への対応によって勤務条件等で不利益を与える行為等の総称。

3 LGBTQ（レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人））などを指す。

対応するため、適切な情報提供に加え、検診等の充実に努めます。また、学校教育において人権教育として男女平等教育を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

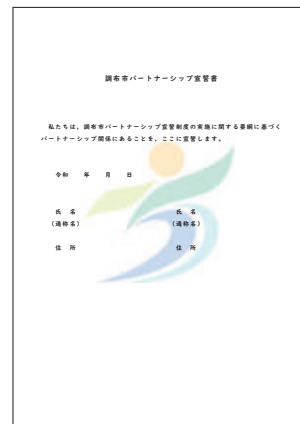
配偶者からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力の防止に関する講座・講演会の開催など、暴力を未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し、被害者への支援に取り組みます。

◆多様な性における人権の尊重

性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度など、多様な性的指向・性自認に配慮した取組を推進します。

◆多文化共生¹の地域づくり

国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。



< 調布市パートナーシップ宣誓書 >

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	7,069人 (令和3年度)	2万9,000人 (令和5(2023)～令和8 (2026)年度の4箇年累計)

●その他の主な取組

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

15-2 男女共同参画の推進

◆男女共同参画意識の啓発

固定的な性別役割分担・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識づくりや地域活動における男女共同参画の推進に向け、市民同士の交流・つながり合いの機会を確保して市民のネットワークを構築する男女共同参画推進フォーラム等各種講座を引き続き実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。

◆相談体制の充実

女性のための相談に加え、日常生活上の悩みを抱える男性のための相談事業に取り組むなど、男女共同参画推進の視点に立ち、相談者自身が解決の糸口を見出せるよう、相談事業の充実を図ります。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズを的確に捉え、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座等を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◆女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進に向け、雇用の分野における男女の均等な機会の確保を意識し、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内モデル事業所として、市政における政策・方針決定の場での男女共同参画推進の取組として、引き続き、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努めます。あわせて、地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市の審議会や委員会における女性の割合	33.4% (令和3年度)	40.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	54				
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施			区分	継続
事業の概要	男女共同参画の推進に向けた講座、講演会等の開催や情報提供などの啓発事業を行うとともに、専門相談員との面接や電話による各種相談事業を実施します。			担当課	多様性社会・男女共同参画推進課
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	☐ 意識啓発事業の実施 ☐ 市民・団体との協働事業の実施 ☐ 女性のための相談事業の実施 ☐ 男性のための相談の実施 ☐ 男女共同参画コーディネーターの設置 ☐ 女性活躍推進事業の実施	☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続	☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続	☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続 ☐ 継続	
事業費(百万円)	16	17	17	17	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○SNS等を活用した情報発信に加え、各種相談や講座・セミナーのオンライン化の検討、アーカイブ配信など、デジタル技術を活用した啓発を推進します。

共創のまちづくり

- 市民による実行委員会や参加団体との協働により、男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」を開催し、情報発信や啓発に取り組みます。
- 国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。

5-2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和】

施策16 平和施策・国際交流の推進

目的

対象 …… 市民

意図 …… 平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく
多様な文化が尊重される、多文化共生を推進する

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

市民一人一人が、国際交流を通じた相互の理解を深める中で、多様な文化が尊重され、平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

施策のポイント

- 被爆地への平和派遣事業をはじめ、幅広い世代、とりわけ次代を担う子ども・若者が戦争や平和について考え、学ぶ機会の継続的な確保及びその成果を広く市民に還元する取組の推進
- 国際交流協会や関係団体等と連携した国際理解や国際交流の促進、外国人支援の取組を通じた多文化共生のまちづくりの推進

基本的取組の体系

施策16 平和施策・国際交流の推進

基本計画事業

16-1 平和社会の推進

平和祈念事業の実施

16-2 国際交流の推進

国際交流の推進

現状と主要課題

- 市は、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、平成22年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在の「平和首長会議」）に加盟し、さらに令和3年4月には非核宣言を実施した自治体で構成される「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、他自治体との平和交流を推進するとともに、日本そして世界の恒久平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。
- 令和7（2025）年で戦後80年が経過します。戦争体験世代が少なくなっている現実の中で、戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくために、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する視点を持って様々な取組を展開していくことが重要です。
- 令和元年度から継続している中学生の被爆地平和派遣事業では、FC東京をはじめとする関連団体との連携を深めながら、より多くの子どもの関心を持ってもらえるよう取組を進めてきました。今後は、参加した子どもたちが派遣後も平和への想いを発信していけるよう、活動の場づくりや継続的な支援を行っていく必要があります。
- 名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年の節目となった令和4年度は、調布市平和祈念展「水木しげるが見た光景～紡がれる想いと言葉～」を開催し、戦記漫画を中心とした作品や水木氏が残された言葉の展示を行いました。今後も、世代を超えて多くの市民に戦争・平和に関心を持っていただくきっかけとして、機を捉えた水木氏の作品の平和施策への活用を図っていくことが重要です。
- 市は、調布市国際交流協会（CIFA）と連携して、外国人の日本語学習支援や市民に向けた各種国際交流事業を展開してきました。
- 市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「やさしい日本語」の活用促進や、外国人のための専門家相談会などの外国人支援、また、ウクライナ避難者への市としての支援や広く市民に世界情勢について知っていただく国際理解講座等をはじめとする平和施策と国際交流施策とを有機的に連動させた取組など、多文化共生の推進に取り組んでいます。今後も国際交流協会をはじめとする関係団体との連携・協力の下、更に効果的な施策展開を進めていく必要があります。
- 市は、2002年サッカーワールドカップ日韓大会でサウジアラビア代表チームのキャンプ地となったことを機に、サウジアラビア王国との交流を継続し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、同国のホストタウンとして登録され、その交流を更に発展させています。

基本的取組の内容

16-1 平和社会の推進

◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に戦争・平和について考える機会を提供するため、平和展の開催、市民の戦争体験の保存と伝承、名誉市民・水木しげる氏の作品や市内及び近隣に残る戦争遺跡の活用など、幅広い年齢層の市民が平和に関心を持ち、より多くの市民が参加していただくことのできる各種平和祈念事業について、市民をはじめ関連団体と連携しながら年間を通して実施します。



＜中学生被爆地平和派遣事業＞

◆次代を担う子どもたちの参加促進

戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくため、中学生の被爆地平和派遣事業をはじめ、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する取組を実施します。また、派遣事業に参加した子どもたちが、その学びや平和への想いを継続的に

発信できるよう、活動の場づくりや支援に取り組みます。

より多く子どもたちが世界で起きている戦争を自分事として捉え、平和について関心を持つことができるよう、FC東京との連携による被爆地への平和派遣事業や、市が加盟する平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会の取組との連携、また、各加盟自治体をはじめとする世界の恒久平和を希求する他自治体との平和交流を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
身近な人と戦争や平和について話し合ったり、戦争中の話を聞いたりしたことがある市民の割合	76.5% (令和4年度)	90.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	55				
事業名	平和祈念事業の実施			区分	文化生涯学習課
事業の概要	幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、各種平和事業を実施します。また、市民の戦争体験の伝承に取り組むとともに、被爆地へ派遣した子どもたちの学びの成果を広く市民に還元する取組を推進します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○各種平和事業の実施 ・ピースレターちょうふ発行 ・平和展開催 ○子ども達が戦争・平和を学ぶ機会の充実 ・被爆地への派遣事業の実施(広島) ・平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会との連携 ○非核平和都市宣言40周年 ・派遣後のピースメッセンジャーの活躍の場づくり ○戦争体験映像記録の活用検討	○継続 ○継続 ・被爆地への派遣事業の実施(長崎) ○派遣後のピースメッセンジャーの活躍の場づくり ○継続	○継続 ○継続 ・被爆地への派遣事業の実施(広島) ○戦後80年・市制施行70年(国際交流平和都市宣言35周年) ・派遣後のピースメッセンジャーとの連携 ○戦争体験映像記録の活用	○継続 ○継続 ・被爆地への派遣事業の実施(長崎) ○継続	
事業費(百万円)	4	4	5	4	

16-2 国際交流の推進

◆国際理解と国際交流の推進

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう国際交流協会などの関連団体と連携し、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座や、サウジアラビア王国との交流をはじめとする各種国際交流事業を展開します。

◆外国人支援の推進

国際交流協会や関係機関等と連携し、外国人のための専門家相談会や日本語学習支援等に継続的に取り組むとともに、「やさしい日本語」の更なる活用促進と併せて、災害時における情報発信の充実を図るなど、外国人の支援を推進します。



< 国際交流事業 >

◆多文化共生の地域づくりやそれを支える人材の育成

市民の手による国際交流活動を推進することにより、世界の様々な文化について、それぞれの人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていける地域社会づくりに寄与するため、調布市国際交流協会と連携し、多文化共生の地域づくりを進めるとともに、それを支える地域人材の確保及び活躍の場づくりに取り組みます。

また、市内に在住する外国人への災害時における支援について、調布市国際交流協会との連携の下、取組を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
国際交流・多文化共生事業の実施数	21件 (令和3年度)	26件 (令和8(2026)年度)
国際交流協会会員数	454人 (令和3年度)	700人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	56				
事業名	国際交流の推進			区分	継続
事業の概要	多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成に寄与するための事業等の実施を通じて、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。			担当課	文化生涯学習課
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○国際交流の推進 ○外国人支援の推進 ・外国人専門家相談会の実施 ・「やさしい日本語」活用促進	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	24	25	24	24	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○平和や国際交流に関する資料の保存や展示機会の充実の観点から、資料のデジタル保存や、映像配信等のデジタル技術を活用した事業展開について検討します。

共創のまちづくり

- 多角的な発信力を持つFC東京などとの連携により平和祈念事業を推進し、より広く市民が戦争・平和について関心を持ち、取組に参加する機会を提供するよう努めます。
- 水木プロダクションとの連携により、名誉市民水木しげる氏の遺した作品を通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを発信します。

第6節 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために【産業(創業支援・地域経済)、観光、芸術・歴史文化】

6-1 誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち【産業(創業支援・地域経済)】

施策17 活力ある産業の推進

目的

- 対象** 消費者, 事業者, 起業家
意図 商店街がにぎわう・市内消費が高まる
 企業活動が活発になる・市内の創業者が増える

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

市内事業者への支援と併せ、観光振興施策と連動した取組により、消費喚起や回遊性向上を図り、活発な経済活動を持続的に循環・発展させます。

施策のポイント

- (仮称) 産業振興プランの策定・推進による集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出
- 多様な主体との連携による、観光振興施策と連動した地域経済の活性化
- 新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受けた事業者への支援の継続
- 地域経済を支える中小企業の経営支援と創業支援
- まちの特性を生かした地場産業の振興
- キャッシュレス決済の普及促進

基本的取組の体系

施策17 活力ある産業の推進

- 17-1 地域経済活性化の推進
- 17-2 市内事業所・事業者への支援
- 17-3 創業への支援
- 17-4 特性を生かした地場産業の振興

重点

- 4 地域経済活性化の推進
- 中小企業・小規模事業者の支援
- 産業労働支援センターによる創業の支援
- 4 「映画のまち調布」の推進[再掲]

基本計画事業

現状と主要課題

- 新型コロナウイルス感染症がまん延して以降の社会情勢や物価高騰の影響を受けた市内事業者の状況を踏まえ、その後を見据えた（仮称）産業振興プランを策定することにより、調布市の産業振興施策の方向を定め、地域経済活性化に向けた取組を観光振興施策とも連動させながら、推進していく必要があります。
- 事業者、調布市商工会及び金融機関等で構成される地域経済対策会議を活用し、コロナ禍における事業者の現状把握や、事業所経営実態調査の結果の共有等を行うとともに、市の実情に即した適時適切な事業者支援策について議論し、機動的な対応につなげています。
- 市は、イベント事業の補助等を通じて各商店会の取組を支援し、商店街の活性化につなげているほか、調布駅周辺の商業活性化を推進するため、調布市商工会をはじめ、調布駅周辺の商店会やトリエ京王調布、調布PARCO等の大型商業施設と連携した「調布駅前から盛り上げる会¹」での意見交換を通じて横断的な連携を図っています。
- 市内事業所の経営状況や経営環境を調査することで、新型コロナウイルスによる影響を踏まえた経営実態や特性を把握し、今後の産業振興施策の検討に活用することを目的に実施した「令和3年度調布市事業所経営実態調査」によると、正社員数では「20人未満」の事業所が約9割（88.2%）を占めています。
- 同調査において、市に今後期待する事業者支援策について質問した結果、「事業継続への支援」が33.7%となっており、次いで「融資制度の充実」が25.6%、「人材確保への支援」が21.7%という結果となっています。
- 民間ノウハウを取り入れた中小企業等の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内金融機関との中小企業等支援に関する包括協定に基づき、相互連携による市内中小企業・小規模事業者へのきめ細かな支援に取り組んでいます。
- 産業労働支援センターにおいて、創業に関する相談やセミナーの開催、スモールオフィスや創業チャレンジ支援事業による創業支援、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に則した4者連携²を通じて、市内事業者の創業・経営支援に取り組んでいます。
- 平成29年12月に、電気通信大学の創設100周年記念事業の一つとして開設されたUECアライアンスセンターには、国内の先端技術を有する企業や学内研究組織が入居しており、市内産業の活性化に向け、連携した取組を引き続き推進していく必要があります。



＜トリエ京王調布＞

基本的取組の内容

17-1 地域経済活性化の推進

◆（仮称）産業振興プランの策定・推進

多様な主体との連携により、（仮称）産業振興プランを策定し、集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出につながる施策を展開することで、地域経済の活性化を図ります。

- 1 調布駅の商業施設「トリエ京王調布」が平成29年9月にオープンすることを契機として、調布駅界隈の関係団体が一体となり、調布駅周辺から市内の商業を活性化させることを目的に設立した組織。
- 2 産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定するとされている。

◆商店会のイベント事業及び商店街の環境整備等の支援

調布市商工会と連携し、市内商店会が実施するイベント事業、環境整備事業に対して支援を行います。
また、来訪者が快適で安心して買物できる、商店街づくりを促進するため、街路灯のLED化やアーチの整備など、商店街の買物環境整備を支援します。

◆にぎわい創出の支援

商店会、大型商業施設を含む市内事業者、調布市商工会、調布市観光協会及び市が連携・協働し、市内商業の活性化を推進します。商店会のイベント等を支援するとともに、地域資源を活用した観光施策とも連動させ、市内回遊性向上の促進とにぎわいの創出につなげます。

◆特色あるお店づくりの支援と市内消費の促進による商業活性化支援

市内消費を促進するため、SNSをはじめ、市報や市ホームページ、地域情報誌なども活用し、市内の特色ある店舗のPRを行うとともに、より多くの市民が市内での買物を楽しんでもらえるよう、地域資源を活用した観光施策とも連動させ、市内事業者、調布市商工会及び調布市観光協会と連携の下、商業活性化の取組を推進します。

◆調布市商工会の運営支援

市内産業の発展に向けて、調布市商工会の経営改善普及事業や地域総合振興事業をはじめ、商業部会、工業部会、建設業部会、サービス業部会、青年部、女性部の部会活動を支援するとともに、産業振興に向けて、連携して取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
日常の買い物が便利と感じている市民の割合	82.2% (令和4年度)	85.0% 令和8(2026)年度

基本計画事業

No.	57	重点4					
事業名	地域経済活性化の推進			区分	拡充	担当課	産業振興課
事業の概要	多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出につながる施策を展開することで、地域経済の活性化を図ります。また、市内事業者支援の中核を担う調布市商工会の運営を支援し、産業振興に向けて、連携して取り組みます。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○（仮称）産業振興プランの策定準備 ○調布市商工会の運営支援 ○商店会のイベント支援 ○商店街の施設整備等への支援	○（仮称）産業振興プランの策定 ○継続 ○継続 ○継続	○（仮称）産業振興プランの推進 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	105	107	98	98			



17-2 市内事業所・事業者への支援

◆中小企業・小規模事業者への経営支援

中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と成長を支援するため、市内の金融機関や中小企業診断士などの民間ノウハウを積極的に活用し、事業者が抱える様々な課題へのワンストップによる経営相談の実施、各種セミナーの開催、商品開発・販路拡大等の支援を行うとともに、多くの市内事業者にとっての課題である事業承継について、調布市商工会及び関係機関と連携して取り組みます。また、事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、融資を受ける際の事業者負担の軽減を図ることで、経営の安定化を支援します。

◆中小企業・小規模事業者への技術支援

調布市商工会と連携して、市内中小企業・小規模事業者が有する技術を生かした新製品開発の取組を支援します。また、電気通信大学の研究活動や技術などを生かした市内事業所への技術指導や連携などを支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
納税法人数	6,531法人 (令和3年度)	6,700法人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	58				
事業名	中小企業・小規模事業者の支援		区分	拡充	担当課
事業の概要	市内中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と成長を支援するため、事業承継、創業・経営、人材育成・人材確保、商品開発・販路拡大等の様々な経営課題の解決に向けて、調布市商工会や市内の金融機関等と連携して取り組みます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○経営課題の解決に向けた支援 (事業承継・人材育成等の支援) ・中小企業向けセミナーの開催 ○中小企業事業資金融資あっせん事業 ○創業支援 ・専門家による事業所訪問 ・創業セミナーの開催 ○見本市等出展支援 ○地域経済活性化の推進	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	92	92	92	92	

◆創業の促進

産業労働支援センターでは、市内での創業を促進するため、経営アドバイザーによる相談対応やセミナー、講演会の実施等を通じて、創業を志す市民を支援します。

◆創業者に対する支援

産業労働支援センター内のスモールオフィスを活用し、市内での創業に向けた支援を行うとともに、市内の空き店舗等を活用した創業チャレンジ支援事業の実施により、創業しやすい環境づくりを行います。

また、産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的とした特定創業支援等事業を推進し、創業・経営支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
産業労働支援センターでの創業等相談件数	518件 (令和3年度)	550件 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	59				
事業名	産業労働支援センターによる創業の支援			区分	継続
事業の概要	産業労働支援センターにおいて、中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業・経営相談やセミナー・講演会の開催、スモールオフィスの貸出し等により、創業を志す方や創業者を支援します。			担当課	産業振興課
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○創業経営相談 ○創業経営支援セミナー ○創業支援施設貸出 ○創業チャレンジ支援事業	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	10	10	10	10	



< 経営アドバイザーによる相談 >

17-4 特性を生かした地場産業の振興

◆映画・映像関連企業と連携した地域経済活性化

市の特性を生かした産業振興を図るため、市内に集積する映画・映像関連企業との連携・協力によるまちづくりや、「映画のまち調布」の取組を通じた地域経済の活性化を推進します。

◆農商連携の取組による産業の振興

地場農産物を活用した新商品・新製品の開発、販路拡大を市内事業者等と連携する、農商連携の取組により、市内産業の活性化につなげます。

◆産学官連携の推進

相互友好協力協定を締結している電気通信大学等と調布市商工会、市内事業者等が連携した産学官連携の取組により、地場産業の振興を図ります。

◆ふるさと納税による地場産業のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、市内事業者の製品等を活用することで、地場産業のPRにつなげます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
映画・映像関連企業と連携した取組の件数	28件 (令和3年度)	35件 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	64	重点4					
事業名	「映画のまち調布」の推進〔再掲〕			区分	継続	担当課	産業振興課
事業の概要	市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでもらうとともに、フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○フィルムコミッション事業の推進 ○ロケツーリズムの推進 ○世代に合わせた映画・映画関連イベントの実施 ○映画・映像に関する地域資源を活用した「映画のまち調布」のPR	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	11	11	11	11			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

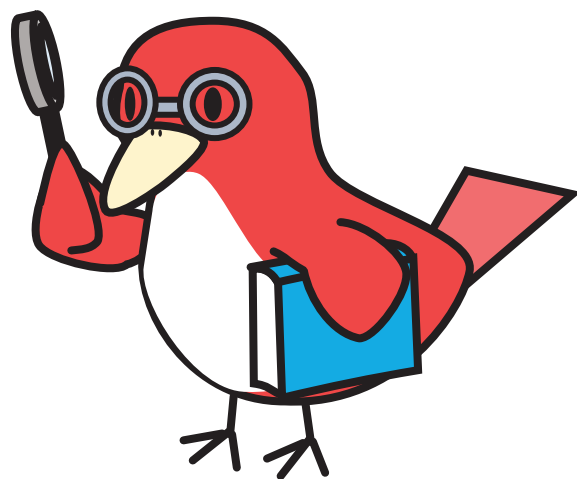
- キャッシュレス決済の普及促進を図ります。
- SNSなどを活用し，市や，市内の魅力ある店舗のPRに取り組みます。

共創のまちづくり

- 引き続き，「中小企業等支援に関する包括協定」を締結する金融機関等との連携により，中小企業等に対する支援・相談体制の充実を図ります。
- 市内大学や企業と連携し，中小企業や新たに創業する企業に対する技術支援（電気通信大学インキュベーションセンター，NTT e -City Labo（NTT 中央研修センタ）等との連携）の取組について検討します。
- NTT e -City Labo（NTT 中央研修センタ）を活用した創業支援の取組について検討します。

脱炭素社会の実現

- 街路灯のLED化に対する支援など，商店街等への支援を通じて，脱炭素社会の実現を目指します。



施策18 都市農業の推進

目的

対象 農業者, 農地, 市民

意図 安全でおいしい農産物を生産し, 市民がそれを消費することができる農地を保全する
市民が農業とふれあい, 都市農業への理解を深めることができる



施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

市内農業者が農業を継続できるように支援し, 新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに, 地産地消や農業体験など, 多様な役割を有する都市農業を推進します。



施策のポイント

- 都市農業の振興と都市農地の活用・保全の推進
- 市内農業者の生産意欲向上及び地産地消の推進
- 市民が農とふれあう機会の創出
- 都市農地貸借円滑化法を活用した農地の保全と活用



基本的取組の体系

施策18 都市農業の推進

18-1 いきいきとした農業経営

18-2 農のある地域づくり

18-3 農地の保全・活用

重点

農業経営の支援

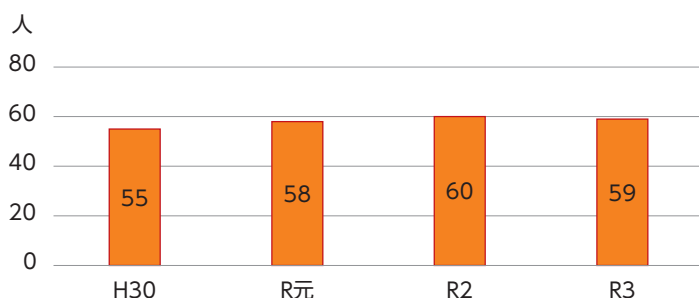
多様な農業体験の場づくり

5 都市農地の保全・活用

基本計画事業

- 近年の都市化の影響により、農家数は減少傾向で推移しており、令和2年では189戸、平成17年の309戸と比べて約4割（120戸）と大きく減少しています。その内訳をみると、販売農家¹が201戸から122戸と約4割（79戸）減、自給的農家²が108戸から67戸と同じく約4割（41戸）減となっています。
- 令和2年における基幹的農業従事者³の年齢構成をみると、最も多いのは70歳以上の84人（39.3%）、次いで60歳代の57人（26.8%）であり、これらを合わせた60歳以上が141人で全体の65.8%を占め、高齢化が顕著となっています。
- 都市農業の安定的な継続を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定されました。また、東京都では、平成29年5月に「東京農業振興プラン」が改定され、今後の東京農業の振興の方向が示されました。
- 市は、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、併せて良好な都市環境の形成に資するため、令和2年3月に「調布市農業振興計画」を策定しています。
- 同計画では、農家が持続的に多種多様な「豊かな農業」を営み、市民の「くらし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の経営を目指し、「くらし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」を農業の将来像として掲げるとともに、その実現に向けて「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」を基本方針の柱に据えています。
- 市内農業者の農業経営力の向上を図るため、市が認定した認定農業者等の農業経営に意欲のある農業者に対し、都市農業育成対策事業補助制度を活用した支援を実施しています。

<認定業者の人数>



<マルシェ ドゥ 調布>

- 多様な農業体験の場として、農業体験ファーム6園240区画の管理運営を支援しているほか、市民農園として市内の計14園713区画（令和4年9月30日現在）を市民に提供する等、市民が農業とふれあえる場の確保に努めています。
- 学校における食育の取組として、市内産農産物を活用した給食の提供や、学校農園、社会科見学等の授業で、農家の方から市内農産物について学ぶなどの取組を推進しているほか、新鮮で安全、安心な調布産の農産物を販売しているマインズ農業協同組合直売会等の支援や、マルシェの開催等により、地産地消を推進しています。
- 都市農地は、安全、安心で新鮮な農産物を供給する場であるだけでなく、災害時における避難場所となること、生活にうるおいとやすらぎを与え良好な住環境を形成すること、食育や環境教育の場となることなど、多面的な機能を有していることから、生産緑地制度の活用や東京都の都市農地保全支援プロジェクト

1 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

2 経営耕地面積が30a未満又は農産物販売金額が50万円未満の農家。

3 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

トを活用し、貴重な都市農地の保全・活用に取り組んでいます。現在、市は、防災兼用農業用井戸の設置等により、都市農地の持つ防災機能や、市民農園や農業体験ファーム等の開設によるレクリエーション機能などの発揮に取り組むとともに、学童農園の開設等、農のある地域づくりに取り組んでいます。こうした都市農地を継続的に保全するとともに、多面的な機能を最大限に発揮させる必要があります。

- 近年、農業従事者の減少や高齢化に歯止めがかからない状況が続く中、今後、担い手不足や高齢化によって営農が困難となる農家を支援する必要があります。平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定され、市街化区域内の農地のうち生産緑地の貸し借りが安心して行えるようになりました。引き続き、新規就農者や後継者等の新たな担い手に対し、引き続き補助制度の活用による経営支援等に取り組む必要があります。
- 関係機関との連携・協働の下、市内農産物が購入できる直売所等の利用促進に取り組むことで、市内農産物の消費拡大・認知度向上を図るとともに、市民農園や農業体験ファーム等の多様な農業体験の場の創出や各種イベントの開催等により、市民の農業への理解促進を図る必要があります。



基本的取組の内容

18-1

いきいきとした農業経営

◆計画的な都市農業の振興

調布市農業振興計画に基づき、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的な取組を総合的かつ計画的に推進します。

◆農業経営の支援

認定農業者などの農業経営に意欲のある農業者が農業を継続できるよう、引き続き都市農業育成対策事業や都市農業経営力強化事業による支援に加え、未来に残す東京の農地プロジェクト等による農地の保全・活用の取組を通して農業経営を支援します。

◆環境保全型農業の推進

市民ニーズの高い安全・安心な農産物の生産・供給を進めるため、できるだけ農薬や化学肥料を使用しない環境に配慮した農業を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
認定農業者の人数	59人 (令和3年度)	70人 (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	60				
事業名	農業経営の支援		区分	拡充	担当課 農政課
事業の概要	認定農業者などの農業経営に意欲ある農業者が農業を継続できるよう、農業施設整備や農業への支援を実施し、都市農業の経営力の強化を図ります。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○農業振興計画の推進 ○「都市農業育成対策事業」を活用した農業者への支援 ○「都市農業経営力強化事業」を活用した農業者への支援 ○環境保全型農業の推進 ○観光農園事業の支援 ○農業生産団体への支援 ○農業用水路しゅんせつ事業の支援 ○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援（再掲） ○マルシェ・ドゥ 調布の開催	○農業振興計画の見直し ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○農業振興計画の推進 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	18	24	18	18	

18-2 農のある地域づくり

◆市内農産物の直売の促進・「マルシェ・ドゥ 調布」等の開催

市内農産物のPR、地産地消の取組を促進するため、調布駅周辺で「マルシェ・ドゥ 調布」を開催し、農業を身近に感じる機会を創出します。

◆都市農業を生かした食育の推進

農作物の生産から収穫までの過程や、農業の大切さを体感してもらう学童農園やふれあい体験農園を実施するほか、学校における取組として市内農産物を取り入れた学校給食の提供や消費者と生産者の交流を通じた食育の推進等、都市農業を生かした食育を促進します。



< 調布市農産物直売所マップ >

◆多様な農業体験の場づくり

市民が農家の指導を受けながら、農作業を楽しむことができる体験ファームの拡充や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の確保等、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
多様な農業体験の場 ¹ の新規開設数	1園 (令和3年度)	3園 (令和5(2023)～令和8(2026)年度の4箇年累計)

1 農業体験ファーム、市民農園、ふれあい体験農園、学童農園

基本計画事業

No.	61				
事業名	多様な農業体験の場づくり		区分	拡充	担当課 農政課
事業の概要	市民が農家の指導を受けながら農作業を楽しむことができる体験ファームの運営支援や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の運営など、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○市民農園の推進 ○農業体験ファームの推進 ○ふれあい体験農園の推進 ○学童農園の推進	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	16	15	15	15	



< 学童農園 >

18-3 農地の保全・活用

◆未来に残す東京の農地プロジェクトの推進

東京都が実施する「未来に残す東京の農地プロジェクト¹」を活用し、農地が持つ防災や環境保全など農地の多面的機能を一層向上させるための基盤整備をはじめ、農業者等が行う農地保全の取組や、農業者等が所有する宅地等を農地に創出する取組などを支援し、農地の保全・創出・多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

◆都市農地の保全と多面的活用

都市農地を保全していくため、生産緑地制度や特定生産緑地制度の活用を促進するとともに、農業経営の支援や市民農園・農業体験ファーム等に取り組むことにより、都市農地の保全・活用に努めます。

◆都市農地貸借円滑化法の活用の促進

生産緑地の貸し借りがしやすくなる「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、生産緑地の貸借を促進することで、高齢化等により営農の継続が困難となった都市農地の保全に努めます。



< 生産緑地 >

1 東京都がこれまで実施してきた「都市農地保全支援プロジェクト」の後継事業として、既存メニューである農地が持つ防災や環境保全に配慮する基盤整備のほか、農業者が所有する宅地等を農地に創出するメニュー等が追加。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
貸借円滑化法の活用件数	9件 (令和3年度)	25件 (令和5(2023)～令和8 (2026)年度の4箇年累計)

基本計画事業

No.	62	重点5				
事業名	都市農地の保全・活用		区分	拡充	担当課	農政課
事業の概要	農地が持つ防災や環境保全などの多面的機能をより一層発揮させるとともに、都市農地の賃借を促進するなど、貴重な都市農地の保全・活用を図ります。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	○「未来に残す東京の農地プロジェクト」を活用した防災機能の強化、地域、環境に配慮した基盤整備支援 ○農業振興計画の推進（再掲） ○市民農園の推進（再掲） ○農業体験ファームの推進（再掲） ○ふれあい体験農園の推進（再掲） ○学童農園の推進（再掲） ○都市農地賃借円滑化法の活用の促進	○継続 ○農業振興計画の見直し（再掲） ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○農業振興計画の推進（再掲） ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	21	21	21	21		



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- デジタル化によりルート案内機能を備えた農産物直売所マップを活用し、農産物直売所の利用促進や、市内農産物のPR、地産地消の取組の促進を図ります。

共創のまちづくり

- 市民農園や農業体験ファーム等、市民が農とふれあう機会を創出し、農のある地域づくりを推進します。
- 市内農家等との連携による「マルシェドゥ 調布」の開催など、多様な主体と連携し、市内農産物の直売の促進やPRに取り組みます。

脱炭素社会の実現

- 脱炭素社会実現の観点から、農地がもつグリーンインフラとしての機能（環境保全機能）を活かすため、都市農地の保全に努めます。

6-2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち【観光】

施策19 魅力ある観光の振興

目的

- 対象** …… 市民, 来訪者
- 意図** …… 市民がまちに愛着と誇りを持つ
多くの来訪者が市内を回遊する

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

「古刹・深大寺」, 「映画のまち調布」, 「水木マンガの生まれた街 調布」などの地域資源を磨き上げるとともに、多様な主体と連携し、市内外に向けて調布ならではの魅力を効果的にPRすることで、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちを目指します。

施策のポイント

- 古刹・深大寺や調布花火をはじめ, 「映画のまち調布」, 「水木マンガの生まれた街 調布」, FC東京, 「近藤勇生誕の地」など, 地域資源を最大限に活用した取組の推進
- 商業振興施策とも連動した, 多様な主体との連携による魅力ある観光振興の推進
- フィルムコミッション事業・ロケツーリズムの推進による地域経済活性化
- 調布市名誉市民・水木しげる氏の作品や世界観を後世に伝えつつ, まちづくりに生かす取組の推進
- 来訪者に対するデジタル技術を活用した効果的な観光情報の発信

基本的取組の体系

施策19 魅力ある観光の振興

- 19-1 多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの創出
- 19-2 「映画のまち調布」の推進
- 19-3 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

重点

- 調布市観光協会事業の促進
- 4 「映画のまち調布」の推進
- 4 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

基本計画事業

現状と主要課題

- 市には、奈良時代に建立された関東屈指の古刹として知られ、国宝「銅造釈迦如来像」（通称：白鳳仏）を安置する深大寺があり、門前には参拝者が憩う茶屋や名物のそば店が約20軒連なっています。また、都内最大級の広さを誇り、四季を通じ4,800種、10万株もの花や緑を楽しめる「都立神代植物公園」、多摩エリアの一大スポーツ拠点である「武蔵野の森オリンピック・パラリンピックパーク」など、多彩な集客施設が立地しています。また、昭和8年に日本映画株式会社多摩川撮影所（現：角川大映スタジオ）が設立されて以来、映画・映像関連企業の集積が進み、昭和30年代の日本映画全盛期には、「東洋のハリウッド」と称されるほど映画のまちとして発展を遂げ、現在も2箇所の大型撮影所をはじめとした映画・映像関連企業が約40社立地しています。
- 新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢を的確に捉え、国や東京都の動向を注視しながら、適切な感染症対策と実施方法の工夫により、まちのにぎわい創出に向け、地域資源を活用した積極的な観光振興事業を展開していく必要があります。
- 商業振興施策と連動し、多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環のサイクルを創出することで、地域経済活性化と魅力ある観光振興につなげていく必要があります。
- イオンシネマ シアタス調布を含む映画・映像関連企業や市民団体との連携を図りながら、映画・映像を「つくる」、「楽しむ」、「学ぶ」をテーマとした「映画のまち調布」を積極的に推進し、「映画のまち調布 シネマフェスティバル」などの特色ある事業展開を図っています。
- フィルムコミッション事業については、平成30年度から令和4年度にかけて、東京都市長会の補助金を活用した3市町（調布市、狛江市、日の出町）の連携に取り組んだほか、市内における積極的なロケ支援に努め、調布市観光協会と連携して、撮影実績等の情報をホームページ等で公表することで、地域の魅力向上につなげる取組を推進しています。
- ロケツーリズムの推進については、映画「花束みたいな恋をした」（令和3年1月公開。主演：菅田将暉、有村架純）をはじめとする、市内での数々の撮影実績を生かし、より一層の誘客や地域の活性化につなげるための仕掛けづくりを検討していく必要があります。
- 「水木マンガの生まれた街 調布」の取組を推進するため、名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年（令和4年）を契機として、株式会社水木プロダクションをはじめとする関連企業等との連携を強化し、「ゲゲゲの鬼太郎」の発展的な実施と認知度向上に努める必要があります。また、水木氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす方策については、「水木マンガの生まれた街 調布」の推進に向けた有識者懇談会における意見も踏まえ、作品の保存や保管方法なども含めて、具体的かつ効果的な手法の可能性を官民一体となって検討しており、今後具現化していく必要があります。

基本的取組の内容

19-1 多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの創出

◆調布市観光協会の運営支援

調布市観光協会の運営を支援し、地域資源を活用した観光事業の実施や効果的な情報発信などに連携して取り組むことにより、調布ならではの特色ある観光振興を推進します。

◆地域資源を活用したにぎわいの創出

古刹・深大寺や調布花火をはじめ、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」、FC東京、「近藤勇生誕の地」などの豊富な地域資源を活用し、商業振興施策とも連動した、多様な主体との連携による取組を展開し、まちのにぎわいの創出や回遊性の向上を図ります。また、文化・芸術・歴史・スポーツ等との垣根を越えた横断的な取組を通じて、調布のまちの魅力向上を図ります。

◆古刹・深大寺を核とした魅力の発信

令和15（2033）年の深大寺開創1300年を見据え、深大寺だるま市や深大寺そばまつりなど、古刹・深大寺を核とするイベントをはじめ、バラフェスタなど都立神代植物公園主催の各種イベントの開催、調布市観光ボランティアガイドの活動をより一層支援し、深大寺周辺地域の効果的な魅力発信を推進します。



< 深大寺 >

◆デジタル技術の活用による効果的な魅力発信

市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等のデジタル技術を活用し、市内の地域資源の情報を発信します。

◆ふるさと納税を活用した地域資源のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、地域資源等を活用することで、市の魅力発信につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
観光案内所への来所者数	2万8,068人 (令和3年度)	10万人 (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	63					
事業名	調布市観光協会事業の促進			区分	拡充	担当課
事業の概要	調布市観光協会の運営を支援するとともに、多様な主体との連携を通じて、観光振興に資する取組を推進することにより、にぎわいの創出や来訪者の回遊性の向上につなげます。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	○観光協会の運営支援 (観光協会との連携)	○継続	○継続	○継続		
事業費 (百万円)	27	30	23	23		

19-2 「映画のまち調布」の推進

◆映画・映像関連企業と連携した「映画のまち調布」の推進

映画・映像関連企業が約40社集積する特徴を生かし、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとして、映画・映像関連企業をはじめ、市民・団体との連携・協働の下、「映画のまち調布」ならではの取組を推進します。

◆フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進

市役所や公園などの公共施設を映画やテレビドラマ等の撮影に活用してもらい、調布のPRにつなげるフィルムコミッション事業に加え、ロケ地を観光に活用し、来訪者や市内消費の増加につなげるロケツーリズムの取組を推進します。

◆「映画のまち調布」の効果的な情報発信

市及び調布市観光協会のホームページ内におけるロケ地情報を含めた「映画のまち調布」コンテンツの充実を図るとともに、SNS等を活用して、作品のファンや制作者に向けて積極的な情報発信に取り組み、ロケ実績や市内消費の増加につなげていきます。



＜「花束みたいな恋をした」
ロケ地マップ＞

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
「映画のまち調布」を進める取組に満足している市民の割合	76.6% (令和4年度)	80.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	64	重点4			
事業名	「映画のまち調布」の推進			区分	継続 担当課 産業振興課
事業の概要	市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでもらうとともに、フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	○フィルムコミッション事業の推進 ○ロケツーリズムの推進 ○世代に合わせた映画・映画関連イベントの実施 ○映画・映像に関する地域資源を活用した「映画のまち調布」のPR	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	11	11	11	11	

19-3 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

◆水木氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりにも生かす取組の推進

水木氏の生誕100周年（令和4年）を契機として、「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進を図るため、発展的な取組の実施や認知度の向上に努めるとともに、妖怪を中心とした独特の世界観を表した漫画や画集をはじめ、自らの戦争体験に基づく数々の作品、文献などの功績を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす施策の具現化に取り組みます。

◆観光協会や関連企業等と連携した取組を通じた水木作品の魅力発信

観光協会や関連企業等と連携し、水木氏の命日である11月30日を中心に実施する「ゲゲゲ忍」をはじめ、水木作品のキャラクターやアニメコンテンツを活用した取組など、様々な機会を通じて、従来からのファンはもとより、子どもから大人まで幅広い世代が水木氏の作品や著作に興味を持っていただく機会の創出を図ります。

◆水木作品を核とした他自治体との連携強化

水木氏と縁が深い鳥取県や境港市等とも連携し、「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進につなげていきます。



＜ゲゲゲの鬼さん＞ ©水木プロ

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
数々の水木作品が調布市で生み出されたことを認知している市民の割合	96.5% (令和4年度)	98.5% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	65	重点4					
事業名	「水木マンガの生まれた街 調布」の推進			区分	新規	担当課	産業振興課
事業の概要	「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進につなげるため、新たな事業展開や、水木氏の作品や著作に触れる機会の創出に注力することで、子どもから大人まで幅広い世代に興味を持っていただく取組を展開します。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○関連企業等と連携した「ゲゲゲ 忌」をはじめとする取組 ○水木キャラクターを活用した「水木マンガの生まれた街 調布」の推進 ○アニメコンテンツを活用したアニメ聖地としての取組	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	7	6	6	6			



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- SNSなどデジタル技術を活用し，市の魅力や観光情報を効果的に発信することで，集客・回遊・消費の好循環のサイクルの創出を図ります。

共創のまちづくり

- 調布市観光協会のほか，深大寺，映画・映像関連企業，水木プロダクション等と連携し，地域の魅力を高める取組を検討・推進します。
- 市内事業者や調布市に關係する企業等と連携した，ふるさと納税の返礼を通じて，市や市内事業者の魅力発信に取り組みます。

脱炭素社会の実現

- CO₂排出量が少ない環境にやさしい移動手段として，シェアサイクルの普及啓発に取り組むとともに，シェアサイクルを含む自転車を利用した市内回遊の促進に取り組みます。

フェーズフリー

- 調布市観光協会と連携し，テントなどのイベント用機材・備品類を，災害時にも避難所等で活用できるよう，体制整備や対応マニュアルの策定等に取り組みます。



6-3 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち【芸術・歴史文化】

施策20 文化芸術の振興

目的

対象 …… 市民

意図 …… 文化芸術にふれる機会が提供され、文化芸術活動が活発になる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

地域の有形・無形の文化的資源がまちづくりに生かされ、まちへの愛着が深められるとともに、誰もが多彩な文化芸術活動を楽しみ、身近に質の高い文化芸術に触れる機会を通じて、豊かな心を涵養し、創造性を育むまちを目指します。

施策のポイント

- 「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づく、多様な主体と連携した市民の文化芸術活動の支援
- 文化芸術基本法に基づく、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など文化芸術に関連する幅広い分野との連携及び「（仮称）調布市文化芸術振興ビジョン」の策定による効果的な施策の推進
- 調布市福祉作業所等連絡会等との連携による「パラアート展」をはじめとする文化芸術振興を通じた共生社会の充実

基本的取組の体系

施策20 文化芸術の振興

20-1 市民の文化芸術活動の促進

20-2 文化芸術施設の整備・運営

重点

4 文化芸術事業の実施

文化芸術施設の維持保全・改修

基本計画事業

- 市は、子どもから大人まで誰もが文化芸術を育むことができる場やつながる機会をより一層創出・支援するため、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を踏まえ、様々な文化芸術振興の取組を展開しています。今後、文化芸術基本法に基づき、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など幅広い関連分野との連携を図るとともに、ソフト・ハード両面からより効果的な施策展開を図っていく必要があります。
- 市は、文化会館たづくりやグリーンホール、せんがわ劇場をはじめ、市内各地域で音楽、映画、演劇など多彩な文化芸術事業を展開しています。映画・映像関連企業の集積を生かし、関連企業や団体、シネマコンプレックス等と連携した「映画のまち調布 シネマフェスティバル」のほか、世界的に活躍するアーティストを数多く輩出している桐朋学園やバッハ・コレギウム・ジャパンを中核に据えた「調布国際音楽祭」、市民の文化芸術・学習活動の発表の場である「調布市民文化祭」など、市民が文化芸術に触れる機会の確保に努めています。
- 調布市文化・コミュニティ振興財団は、市と共に文化芸術の振興に取り組むとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の指定管理者として施設の管理運営を担い、安心・安全で快適な施設利用サービスと市民ニーズに応じた事業を行っています。また、デジタルテクノロジーを利用した芸術表現・メディアアートを紹介する「調布メディアアートラボ」や、市内文化施設が連携した回遊型の展示におけるデジタルスタンプラリーの導入など、デジタル技術の活用による文化芸術振興にも取り組んできました。引き続き、3つの文化施設の更なる連携と調布市文化・コミュニティ振興財団の専門性やノウハウを生かした効果的・効率的な事業展開を図っていくことが重要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて展開してきた日本の文化の継承や国内外への文化の発信、文化芸術振興を通じた共生社会の充実に向けた取組について、関連団体との連携を深め、更なる推進を図っていく必要があります。
- 平成30年度に、障害者の文化芸術の振興や、文化芸術活動を通じた交流の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会における文化プログラムのレガシーや、コロナ禍での文化芸術活動への影響、デジタル化の急速な進展等を踏まえ、令和4年3月に策定した、「東京文化戦略2030」において、文化芸術による多様な価値観の形成が実現され、文化芸術におけるダイバーシティ・インクルージョン¹の都市を目指すべき姿に掲げました。
- 全国的な少子化を踏まえた部活動の持続可能性の確保のため、部活動の在り方に関する検討会議において、指導者や活動場所を含めて現在の学校単位の活動から地域単位の活動に移行する提言がなされました。この提言を受けた国のガイドラインなどを踏まえ、教育委員会と連携し、子どもたちが文化芸術に親しむ環境や機会の確保に向けた対応を検討する必要があります。
- 市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場について、多くの市民が安全で快適に利用できるよう、適切な維持補修を行う必要があります。また、グリーンホールは、民間活力の活用による建替えに向けた検討を進めており、文化芸術を体験・創造する拠点としての役割はもとより、調布のまちの活力・付加価値を高めるホールとなるよう取組の検討・推進を図る必要があります。

1 一人一人の多様性をお互いに受け容れ、一体感を生み出していこうとする考え。

20-1 市民の文化芸術活動の促進

◆文化芸術に触れる機会の確保

調布市文化・コミュニティ振興財団や関係団体との連携の下、市民ニーズを捉えた多彩な文化芸術事業を実施するとともに、市内の文化芸術資源の活用・連携の推進や、デジタル技術の活用をはじめとする年齢や国籍、障害の有無に関わらない鑑賞及び事業参加の機会の充実など、市民が身近に文化芸術に触れることのできる機会の確保に努めます。

また、調布市文化・コミュニティ振興財団との連携を図りながら、文化芸術基本法に基づく「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定に向けた取組を推進します。

◆文化芸術活動に関する情報提供

文化芸術活動について、多くの方に関心を持っていただけるよう、調布市文化・コミュニティ振興財団が発行する広報紙やSNSなど、様々な情報媒体を活用するとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の連携を生かした効果的な情報提供・情報発信に努めます。

◆多様な分野との連携と地域固有の文化資源の活用

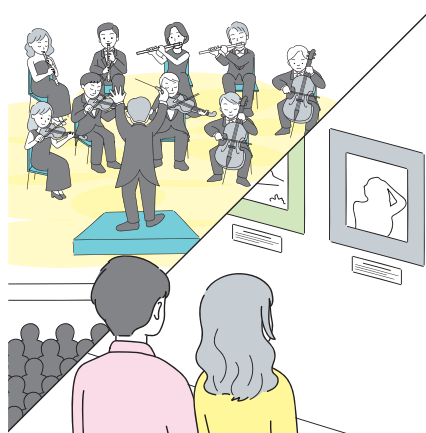
市内の様々な有形・無形の文化財など、地域固有の文化資源を活用し、多様な分野と連携した事業に取り組みます。

◆文化芸術活動を通じた共生社会の充実

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、調布市福祉作業所等連絡会や市内の特例子会社、調布市文化・コミュニティ振興財団等との連携を深めながら実施してきた「パラアート展」について、民間事業者と連携した様々な場所での展示などにより更に認知度を高め、文化芸術振興を通じた更なる障害理解の促進を図るとともに、共生社会の充実につながるよう、年齢や国籍、障害の有無に関わらない、インクルーシブな視点から取組を推進します。

◆文化芸術を支える人材の育成

関係団体との連携の下、各種事業を通じた次代を担う芸術家及び鑑賞者の育成や、文化芸術活動を支えるボランティアの確保、市と共に文化芸術振興を担う調布市文化・コミュニティ振興財団における人材育成など、市民の文化芸術活動を支える人材の確保及び活躍の場づくりに取り組みます。



まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
1年間で文化芸術を鑑賞，または自ら文化芸術活動を行った市民のうち，市内公共施設を利用した市民の割合	42.5% (令和4年度)	65.0% (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	66	重点4					
事業名	文化芸術事業の実施			区分	継続	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	文化会館たづくり，グリーンホール及びせんがわ劇場での音楽，演劇，映画などの鑑賞及び参加型の事業を実施します。また，パラアート展を開催するなど，文化芸術活動を通じた共生社会の充実に向けた取組を進めます。						
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度			
	○文化会館たづくり指定管理事業 ○グリーンホール指定管理事業 ○せんがわ劇場指定管理事業 ○財団自主事業 ○文化芸術活動を通じた共生社会の充実 ・パラアート展の開催 ○「(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン」の策定に向けた取組	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○「(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン」の策定	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○「(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン」に基づく取組実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	1,198	1,201	1,196	1,196			



<パラアート展>

20-2 文化芸術施設の整備・運営

◆活動拠点となる施設の適切な維持管理・運営

市民の自主的な文化芸術活動の場となる文化会館たづくりやグリーンホール，せんがわ劇場などの施設の適切な維持管理と，様々な分野と連携した効率的な運営を推進します。

◆新たな文化拠点施設の整備に向けた取組の推進

施設及び設備の経年劣化を踏まえたグリーンホールの建替えについて，公民連携手法を活用した整備手法を多角的に検討するとともに，市民・利用団体等との意見聴取を踏まえた検討を進め，調布駅前に面する立地特性を生かしたまちの魅力を高める施設整備に取り組めます。

◆文化施設3館の連携及び各施設のコンセプトを生かした効果的な施設運営

文化会館たづくり，グリーンホール，せんがわ劇場それぞれの施設の特徴やコンセプトを生かすとともに，施設相互の効果的な連携を図る施設運営に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場事業の施設利用率 (上段：ホール系，下段：会議室系)	75.3% 71.5% (令和3年度)	90.0% 85.0% (令和8（2026）年度)

基本計画事業

No.	67				
事業名	文化芸術施設の維持保全・改修			区分	継続
事業の概要	文化会館たづくり，グリーンホール及びせんがわ劇場について，市民が安全で快適に利用できるよう計画的かつ適切な改修を行います。			担当課	文化生涯学習課
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○文化会館たづくり施設改修工事等 ○グリーンホール施設改修工事等 ○せんがわ劇場施設改修工事等	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続	
事業費 (百万円)	442	436	442	450	



＜文化会館たづくり くすのきホール＞



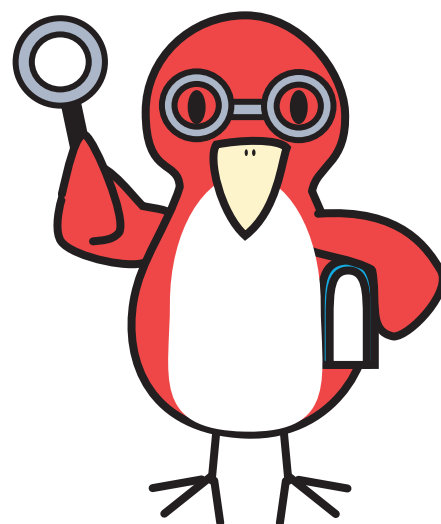
施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○文化財の保存や展示機会の充実の観点から，資料のデジタル保存や映像配信などの多様な鑑賞機会の提供に取り組むとともに，メディアアートの更なる振興など，デジタル技術を活用した事業展開を検討・推進します。

フェーズフリー

○調布市文化・コミュニティ振興財団と締結した災害時協力協定に基づく災害時の施設活用等についての検討を進めます。



施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承

目的

対象 …… 市民, 文化遺産

意図 …… 文化遺産や伝統を次世代に伝え, 郷土への愛着をはぐくむ
文化遺産を保存し, 学習素材やまちづくりに活用する

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより, 次の世代に継承し, ふるさと調布に対する愛着を育みます。

施策のポイント

- 市内にある文化財の保存, 整備, 活用の取組の推進
- 国史跡下布田遺跡整備事業の推進
- 博物館法の一部を改正する法律（令和5年4月施行）の趣旨を踏まえた郷土博物館における新たな役割・事業の展開
- 武者小路実篤記念館を核とした特色ある事業の展開

基本的取組の体系

施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承

21-1 文化財の保存及び活用

21-2 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

基本計画事業

国史跡下布田遺跡整備事業の推進

郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進

武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

- 文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。市は、先人たちの足跡を物語る考古資料、歴史資料、民俗資料、民俗芸能、美術資料、城跡、遺跡などを適切に保存し、後世に伝えていくため、文化財の保存・活用の取組を推進しています。
- 令和4年3月31日現在、市内には国指定文化財4件（国宝1件・重要文化財1件・史跡2件）、国登録有形文化財9件、東京都指定文化財4件（有形文化財2件・史跡1件・天然記念物1件）、市指定文化財61件（有形文化財36件・有形民俗文化財16件・無形民俗文化財1件・史跡2件・旧跡2件・天然記念物6件（そのうち、重複指定2件を含む））、合わせて78件の貴重な文化財が所在しています。
- これらの文化財のうち、下布田遺跡は、縄文文化から弥生文化へ移行する縄文時代晩期の重要遺跡として評価され、昭和62年5月に国の史跡に指定されました。下布田遺跡では、墓跡や祭祀を行ったと思われる遺構のほか、多くの縄文土器や石鏃、国指定重要文化財となった土製耳飾などが出土しています。
- 市は、平成31年3月に策定した「史跡下布田遺跡保存活用計画」及び令和3年3月に策定した「史跡下布田遺跡整備基本計画」に基づき、整備テーマである「みんなで育む・感じる・発見する縄文のふるさと」の実現に向けて、史跡とガイダンス施設の整備、史跡の保全と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を推進しています。
- 郷土博物館は、市内の遺跡から出土した土器や石器等の考古資料、江戸時代の村絵図や古文書、明治時代以降の教科書、古写真、太平洋戦争関係資料等の歴史資料、暮らしの道具や農具・漁具など生業にかかわる民具等の民俗資料、多摩川に生息する魚類のはく製等の自然資料、郷土ゆかりの美術資料など、約1万8,000点を収蔵しています。
- 同館では、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示のほか、講座・講演会、月見だんご作り・しめ飾り作りなどの体験学習会も実施しています。毎年開催している郷土学習展では、昔の道具や暮らしについて調べている子どもたちの学習に役立つよう、収蔵品の中から衣・食・住を中心とした道具の紹介を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。このような社会背景の中で、郷土博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、収蔵資料のデジタル・アーカイブ化や、多様な主体との連携・協力による「文化観光」その他の活動を通じた地域の活力の向上など、新たな役割・事業展開をより一層推進していく必要があります。
- 地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産との出会いは、市民が“ふるさと調布”への誇りと愛着を育むための重要な要素の1つです。市内の文化財や郷土の歴史・文化に触れ、学ぶことで知的好奇心が満たされ、身近な地域を再認識するきっかけとなるよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進め、これらを積極的かつ有効に活用していく必要があります。



< 郷土博物館 >

基本的取組の内容

21-1 文化財の保存及び活用

◆文化財の保存・活用

文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、郷土芸能の保存・継承や、東京文化財ウィークへの参画による市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大等に取り組むとともに、文化財見学会、講演会等を実施します。

また、国登録有形文化財（建造物）である真木家住宅について、建造物や樹木等の適切な保存を継続するとともに、活用に向けた検討を行います。

◆国史跡下布田遺跡の整備・活用

国史跡下布田遺跡と隣接するガイダンス施設の整備に向けた取組を推進します。また、市民ワークショップの開催を通じて、史跡の保全と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
文化遺産の数（国・東京都・市指定等文化財）	78件 （令和3年度）	84件 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	68				
事業名	国史跡下布田遺跡整備事業の推進			区分	継続
事業の概要	縄文時代晩期の下布田遺跡を適切に保存し、有効活用するため、史跡下布田遺跡保存活用計画に基づき、史跡公園の開園に向けた取組を進めます。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○実施設計 ○保存活用整備検討委員会実施 ○市民ワークショップの開催 ○学校連携事業の実施	○工事・監理委託 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費 （百万円）	37	74	259	117	

21-2 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

◆郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開

郷土博物館においては、郷土の歴史や文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、令和6（2024）年には開館50周年を記念する事業を実施するほか、学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業を推進します。

また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、収蔵資料データベースの整備・公開を推進するとともに、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」「文化観光」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう取り組みます。

図書館においては、調布市ゆかりの水木しげる氏、つげ義春氏関連資料、映画資料の収集、保存、活用を図ります。

◆武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進

令和7（2025）年の開館40周年を記念する事業を実施するほか、収蔵品の整理・保存・修復や、実篤公園・旧実篤邸との一体的な事業展開及び展示・収蔵設備の整備計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	4万1,014人 （令和3年度）	5万5,000人 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	69				
事業名	郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進		区分	継続	担当課
事業の概要	郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○展示・普及事業の推進 ○郷土の歴史・文化に関する情報発信 ○学校教育連携事業の推進 ○収蔵資料データベースの整備・公開 ・収蔵資料管理システムの機器整備 ○郷土博物館の今後の在り方検討 ・在り方検討のための調査	○継続 ・開館50周年記念事業の実施 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・在り方検討会の設置	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・在り方検討会の実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ・在り方検討会の実施，検討結果の取りまとめ	
事業費 （百万円）	8	8	8	8	



＜ 郷土博物館展示室 ＞

No.	70				
事業名	武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	区分	継続	担当課	郷土博物館
事業の概要	武者小路実篤を核とした特色ある事業を充実させ、地域教育・文化の向上へ貢献し、全国へ特色ある事業の魅力を発信します。				
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	
	○展示活動の実施 ○教育・普及事業の実施 ○収蔵品の整理・保存、修復、複製の制作、公開・活用 ○情報提供システムのリニューアルの検討	○継続 ○継続 ○継続 ○情報提供システムのリニューアル検討に基づく取組	○展示活動の充実（開館40周年記念特別展） ○継続 ○継続 ○継続	○展示活動の実施 ○継続 ○継続 ○継続 ○実篤記念館展示・収蔵設備の整備計画の検討	
事業費 (百万円)	16	16	16	16	



< 武者小路実篤記念館 >



< 武者小路実篤記念館展示室 >



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 郷土博物館の収蔵資料データベースの整備・公開とYouTube や SNS による情報発信を進めます。また，武者小路実篤記念館においては，情報提供システムの整備・公開，所蔵データを ICT 教育に用いるなど，デジタル技術を活用した取組を推進します。

共創のまちづくり

- 多様な主体と連携し，文化財行政や博物館行政を推進します。

脱炭素社会の実現

- 郷土博物館や武者小路実篤記念館の施設運営において，省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえ，災害時を想定した施設整備及び収蔵資料データベースの整備を行います。